

計画の基本的な考え方

第2章

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

滋賀がめざす社会の姿

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画^{*1}する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会（条例前文）

2 基本理念

条例に掲げられた次の6つの「基本理念」は、県をはじめ、県民、事業者のすべてが大切にしなければならない男女共同参画推進に当たっての基本的な考え方です。県は、この基本理念にのっとり、総合的かつ計画的な推進を図ります。

(1) 男女の人権の尊重（条例第3条第1項）

人権の尊重は、男女共同参画社会の基礎をなす最も基本的な理念です。家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されなければなりません。

男女共同参画の推進に当たっては、男女の人権が尊重されることが必要です。

(2) 社会における制度や慣行の見直し（条例第3条第2項）

社会のあらゆる分野における男女の固定的な役割分担^{*2}を前提とした制度や慣行を、人権尊重の視点に立って見直し、社会的性別（ジェンダー）^{*3}に起因する差別のない社会を実現しなければなりません。

男女共同参画の推進に当たっては、このような制度や慣行が見直されるように、十分な配慮が行われることが必要です。

※1 参画

社会の様々な場に、単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自分の意思でかわり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うといった主体的かつ積極的な態度や行動をいいます。

※2 男女の（性別による）固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

(3) 団体の方針の立案や決定への共同参画（条例第3条第3項）

活力ある豊かな社会を創っていくためには、地域活動に男女が共に責任を持って積極的に参画していくことや、多様な意見が意思決定過程に反映されることが必要です。

男女共同参画の推進に当たっては、あらゆる分野ですべての団体において政策・方針決定の場へ男女が対等に参画できるようにすることが必要です。

(4) 家庭生活と社会における活動との両立（条例第3条第4項）

家族を構成する男女が、家事、育児、介護などを互いに協力しあい、また、社会の支援も受けながら、家庭生活と職業や地域活動との両立ができる社会を実現しなければなりません。

男女共同参画の推進に当たっては、男女が、互いの協力と社会の支援のもとで、家族の一員としての役割と責任を果たしながら、社会における活動ができるようにすることが必要です。

(5) 性の相互理解に基づく意思の尊重と健康への配慮（条例第3条第5項）

妊娠や出産など性と生殖に関わることを尊重しながら、男女が、生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むことができる社会を実現しなければなりません。

男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの身体の違いについての理解を深めると共に、安全な妊娠、出産が快適な環境の中で行えるようにすることが必要です。

(6) 国際的な取組との協調（条例第3条第6項）

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接に関係しています。したがって、国際的な協調のもとで取り組まなければなりません。

※3 社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

社会的性別（ジェンダー）の視点

「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。

3 取組の視点

男女共同参画の推進に向けて、具体的な施策を取り組むにあたり、横断的な観点から取組の基本となる4つの考え方を「取組の視点」として計画に位置づけています。

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進する

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは、男女が共に、人生のあらゆる段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のことです。

しかしながら、県民意識調査の結果によると、男性も女性も仕事と家事・育児・介護等の家庭生活を同時に重視したいとの希望が高いものの、男性の多くは仕事を優先し、女性の多くは家庭生活を優先している状況がみられます。独身の男女においても、プライベートな時間を優先したいとの希望に対して仕事を優先しているなど、既婚者、独身者共に希望する生活スタイルにはなっていない現状が伺えます。

少子・高齢化、雇用環境の変化、グローバル化等が進展するなか、長時間労働と仕事中心の生活スタイルを見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、個人・企業・社会にとって大変重要なことです。

個人にとっては、仕事と家庭の両立ができ、仕事上の責任を果たしつつ、子育てや介護などの家庭での生活や地域活動への参加がしやすくなるなど、健康な生活を送りながら家族が安心して暮らしていくことが可能となります。社会全体にとっては、少子化の流れを変え、地域のつながりを深めるほか、労働力の確保など社会経済の活力向上や持続可能性につながり、個々の企業にとっては、経営戦略の重要な柱として、多様な人材を活かして生産性を高め競争力を強化することにつながるものです。

このように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることは、男性にとっても女性にとっても人生の段階に応じて、多様な生き方が選択ができる環境をつくり、生涯にわたって心身共に健康に過ごすことができる土壌をつくる、男女共同参画社会づくりの重要な課題です。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、労働施策をはじめ、子育て支援施策や高齢者施策、男女共同参画に関する施策等に深くかかわることがらであり、県民・地域団体・NPO^{※4}・事業者・市町・県が連携して取り組んでいくことが必要です。

※4 NPO Non-Profit Organization

行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など、様々な分野で活動を行っています。平成10年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立。

(2) 意欲と能力が活かせる様々なチャレンジを支援する

男女が共にその意欲と能力を十分に発揮していくためには、仕事、地域、家庭など様々な分野で男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、チャレンジしたい、社会参画したいという思いを実現できるよう環境を整えることが重要です。

女性が性別を理由として能力を発揮できないことがあってはならないことはいまでもありませんが、様々な分野における女性の参画、さらには方針決定過程への女性の参画はいまだ不十分な状況にあります。本県では、管理的職業従事者に占める女性の割合が全国的にみても低く、また、女性の労働力率の30歳代の落ち込み度合いが全国と比較して深いなど、出産・子育て期に離職する女性が多くなっています。

出産・子育て期にあっても働き続けることを希望する女性が就業を継続することができる環境整備や、いったん出産・子育てなど様々な理由により離職した女性が、意欲を高め、挑戦し、活躍できる社会づくりが必要となっています。

それとともに、男性が地域生活や家事・育児などの家庭生活に参画できるような環境づくりを進めることが必要です。

また、高齢者、障害者、外国人住民等すべての方々が社会を支える重要な一員として、意欲をもって能力を発揮し、様々なことにチャレンジすることができる支援が求められています。

少子・高齢化が進む中で、社会の活力を維持するためには、職場、地域など社会のあらゆる分野で多様な人材が求められています。「個人個人が意欲と能力を発揮できる社会」、「挑戦し、活躍することができる社会」を目指して、男女共同参画に関する施策を構築していくことが必要です。

(3) 多様な主体の連携・協働による男女共同参画のまちづくりを推進する

男女共同参画社会実現に向けた取組を推進していくに当たっては、行政も含め、様々な分野における多様な主体（県民・地域団体・NPO・事業者・大学等）のネットワークによる連携・協働を進めていくことにより、課題解決に向けた大きな流れをつくっていくことが重要です。特に、最も身近な暮らしの場である地域において、男女共同参画を推進していくことが求められています。

しかし、男女の固定的な役割分担意識はまだ根強く、地域における活動への参加についても、性別・年代によって偏りがあるといった課題もあり、県民意識調査では、日常生活の中で男女の不平等感を一番感じるところは「地域社会」が最も多いという結果も出ています。

このような状況の中で、滋賀県立男女共同参画センター（「G-NET しが」）（以下「男女共同参画センター（「G-NET しが^{*}）」という。）をはじめ、多様な主体による男女共同参画の視点を活かした連携・協働によって、地域おこし、まちづくり、子育て支援など地域の課題を解決するための実践的な取組が求められているところです。

地域において身近な男女共同参画を進めていくことは、あらゆる世代、立場の人々が地域の課題に取り組むきっかけとなり、地域力を高め、地域コミュニティを再生していくことにつながります。

※ G-NET しが：滋賀県立男女共同参画センターの愛称で「Gender-Network（ジェンダーネットワーク）しが」の略。男女共同参画センターがジェンダー問題を見据えて男女共同参画のネットワークを広げていく滋賀県の拠点の施設であることを表しています。

(4) かけがえのない命と性を大切にす意識の浸透を図る

男女共同参画社会の実現に向けては、『すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合う』（条例前文）ことが前提です。

身体的暴力をはじめ、精神的暴力、性的暴力などあらゆる暴力は、一人ひとりの人権を脅かすものであり、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。その根絶のためには、暴力を絶対許さないという強い姿勢で臨む必要があります。

なかでも、ドメスティック・バイオレンス^{※5}（配偶者や恋人からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント^{※6}（性的嫌がらせ）、性犯罪などの被害者は主に女性であり、これらは女性の人権を著しく侵害し、心身をも脅かす深刻な社会問題です。また、児童虐待や高齢者虐待などは家族が社会から孤立して密室の中で行われることが多く、社会での見守りや、育児、介護を支援する積極的な取組が求められています。

誰もが安心して心豊かに暮らすことができるよう、一人ひとりのかけがえのない命と性を守る視点から、決して手を緩めず、取組を進めていく必要があります。

※5 ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence

法令等で明確に定義されたことばではありませんが、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。

※6 セクシュアル・ハラスメント Sexual harassment

「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれます。

4 重点目標と施策の方向

条例に示されている「滋賀県がめざす男女共同参画社会の姿」および基本理念に基づき、平成27年度（2015年度）までに滋賀県が取り組むべき課題を、5つの重点目標として掲げ、各目標ごとに施策の方向と具体的な取組を示しています。

5 計画の推進のために

計画は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を総合的、計画的に推進していくための行動指針となるものであり、広範多岐にわたる県行政の各分野における取組に深く関連するものです。

このことから、庁内における推進体制の充実はもとより、県民・地域団体・NPO・事業者・大学・市町等との協働と連携を図りながら、総合的な推進体制をより一層強化していきます。

6 計画の体系

取組の視点

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進する
- ② 意欲と能力が活かせる様々なチャレンジを支援する
- ③ 多様な主体による連携・協働による男女共同参画のまちづくりを推進する
- ④ かけがえのない命と性を大切にす意識の浸透を図る

重点目標

施策の方向

1 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ① 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
- ② 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 高齢者、障害者、外国人住民等への支援の充実
- ⑤ 生活困難を抱える家庭への支援

2 働く場における男女共同参画の推進

- ① 仕事と生活の両立のための職場環境づくり
- ② 多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保
- ③ 職業能力の開発
- ④ ポジティブ・アクションの推進と女性のチャレンジへの支援
- ⑤ 多様な働く場づくり(商工業・農林漁業等の自営業者、起業家等への支援)

3 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- ① セクシュアル・ハラスメント対策の推進
- ② ドメスティック・バイオレンス対策の推進
- ③ 性暴力・ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進
- ④ 子ども・若者への男女間の暴力防止の教育・啓発の推進
- ⑤ 性の尊重についての意識の浸透と教育の充実
- ⑥ 生涯を通じた健康づくりと疾病予防の推進

4 男女共同参画意識の浸透と自立意識の確立

- ① 男女共同参画推進のための広報・啓発
- ② 若者や男性に向けての戦略的な広報・啓発
- ③ 男女共同参画の視点に立った学校等における教育・学習の推進
- ④ 自立意識の醸成、キャリア形成への支援
- ⑤ 男女共同参画を推進する人材の育成
- ⑥ 公共の場における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- ⑦ 男女共同参画に関する調査・研究の推進
- ⑧ 国際的な取組との協調

5 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ① 行政における女性の参画拡大
- ② 事業者における女性の参画拡大への働きかけ
- ③ 民間団体や地域活動における女性の参画拡大への働きかけ
- ④ 女性のエンパワーメントの促進

推進体制

1 多様な主体との連携・協働

- ① 県民・地域団体・NPO・事業者・大学・行政等の多様な主体による連携・協働
- ② 男女共同参画センターを核とした多様な主体との連携

2 県の推進方策

- ① 庁内における推進体制の充実
- ② 国・市町との連携
- ③ 男女共同参画センターの機能充実